

# 令和8年度 人工知能（AI）やナッジ理論等を活用した特定健診未受診者への受診勧奨通知業務 及び未受診者理由分析調査業務 仕様書

## 1. 目的

令和6年度の特定健康診査の受診率は49.8%であり、国の設定する令和11年度に全保険者の受診率70%という目標値との乖離は大きい。また令和7年度の受診率（見込）は38.6%で伸び悩んでいる状況である。本計画の実現のためには、今までにない受診率向上の試みが必要であり、データを活用した特定健診の未受診者及び継続受診者に向けた効率的・効果的な施策を立案し、特定健診受診率の向上を目指す。

また、勧奨後の未受診理由を把握・分析することで今後の受診勧奨事業の効果的な実施に活かす。

## 2. 委託業務内容

小松市(以下「甲」という。)が受託者(以下「乙」という。)に委託する業務は次のとおりとする。

### (1)甲が行う業務

関係データ等の提供

ア 甲は委託業務に使用するため、健診結果データ等を乙に提供する。

イ データの提供にあたっては、原則として、甲から乙へ LGWAN を通じて提供するものとする。

### (2)乙が行う業務

受診勧奨対象者のデータ分析業務

乙は前項により甲が提供するデータ等について、効率的・効果的な受診勧奨を実現するためのデータ分析業務を行う。

#### a 事業計画書の作成

乙は、契約締結後遅滞なく、乙が提案した企画提案書を基に事業計画書を作成し、甲に提出すること。なお、事業計画書を作成するにあたり、乙は、甲が提供する次のデータを分析して受診率向上を実現するための課題を抽出し、効果的に受診率を向上させることができると考える勧奨対象者や勧奨時期、勧奨する文書に記載する内容等受診勧奨方法について、甲と協議の上、決定すること。

ア 特定健診等データ管理システムから抽出するデータ(過去5カ年分)

- ・健康診査受診者 CSV ファイル (FKAC131)
- ・特定健診対象者データ (FKAC161)
- ・健康診査結果等情報作成抽出(健診結果情報)ファイル (FKAC163)
- ・健康診査結果等情報作成抽出(その他の結果情報)ファイル (FKAC164)
- ・特定健診及び特定保健指導受診歴データ (FKAC165、FKAC167)

イ 国保総合システム 特定健診等被保険者データ(KD\_IF015)

ウ レセプトデータ(2025年04月診療分～2026年3月診療分)

- ・医科のレセプト電算コード情報ファイル(21\_REC0DEINFO\_MED.CSV)
- ・DPCのレセプト電算コード情報ファイル(22\_REC0DEINFO\_DPC.CSV)
- ・調剤のレセプト電算コード情報ファイル(24\_REC0DEINFO\_PHA.CSV)

エ その他必要なデータは、甲と乙が協議の上、提供の可否を判断する。

## b 通知物による受診勧奨の実施

### ア 通知物の発送

乙は、事業計画書を基に受診勧奨をすべきと特定した対象者のうち、甲が合意した者に対して、契約締結日から令和8年11月30日までの期間のうち、効果的と考える時期に、通知物による受診勧奨を2回以上実施すること。

### イ 通知物の記載内容

通知物の記載内容は、次の各項目について工夫して作成し、通知物の印刷前に甲に校正の確認を行うこと。この場合において乙は、甲の要望により記載内容を修正すること。なお、修正は、原則として3回程度とする。

- ・健康意識等による個別特徴・価値観を加味した個別最適なものとし、5～6種類以上作成すること
- ・特定健診受診の必要性及び利点等が伝わる内容であること
- ・特定健診の申込及び受診が簡便にできることが伝わること
- ・集団健診と個別健診について、その申込方法及び受診方法等について、それぞれ1回以上記載すること

### ウ 通知物の宛名印字

受診勧奨対象者の郵便番号・宛先・宛名は、甲の提供データの情報を基に乙が差し込み印刷する者とする。ただし、甲が外字フォントファイルの提供が難しい場合は、氏名はカナ氏名を記載する等、乙と協議のうえ決定するものとする。

### エ 通知物のサンプル納品

乙は、各対象者個人に通知物を発送後速やかに甲に対し送付した通知物を納品する。

## c 通知物による未受診理由の把握

### ア 通知物の発送

乙は、事業計画書を基に特定健診未受診者のうち、甲が合意したものに対して、令和8年7月1日から令和9年3月31日までの期間で特定健診未受診理由のアンケート送付を1回以上実施すること。なお b の通知物に二次元コードを記載しての対応でも可とするが、最大限に回答が得られる方法を採用すること。

### イ 通知物の記載内容

通知物の内容は、今後の特定健診未受診者対策に反映させられるような内容で工夫して作成し、通知物の印刷前に甲に校正の確認を行うこと。この場合において乙は、甲の要望により記載内容を修正すること。なお、修正は、原則として3回程度とする。

## d その他受診率向上に資する付帯的な提案

事業の実施にあたって、甲の課題に応じた効果的かつ効率的な勧奨方法等について、提案すること。

## e 中間報告

契約締結日から令和8年10月31日までに乙が実施した受診勧奨の効果や課題(全体受診率、過去健診受診者の受診率、過去健診未受診者の受診率の増減等)及び中間報告日以降の取組について令和8年11月30日までに中間報告を行うこと。なお、中間報告に必要なデータの提供について、乙は甲に依頼すること。この場合において、甲は提供可能なデータを提供する。

## f 実績報告書の作成

受託期間が終了するまでに次の事項に留意して実績報告書を作成し、対面方式により実績報告を

行うこと。なお、効果検証に必要なデータの提供について、乙は甲に依頼すること。この場合において、甲は提供可能なデータを提供する。

ア 乙が実施した受診勧奨による受診率への影響(全体受診率、過去健診受診者の受診率、過去健診未受診者の受診率の増減等)について、年間及び月別集計等を作成すること。

イ 当該年度の分析結果から次年度以降の受診率向上に最も有効と考える方法(勧奨方法と勧奨時期等)を記載すること。

ウ 専門用語の使用を避けること。また、図表等を用いて視覚的にもわかりやすく作成すること。

エ 実績報告書は、紙媒体と電子媒体(PDF形式またはPowerPoint形式で作成したファイル)をCD等に記録したもので提出すること。

### 3. 委託料の請求

乙は、業務完了後速やかに、完了報告書及び請求書を甲に提出すること。

### 4. 個人情報の取扱い

・乙は、日本情報経済社会推進協会が認定するプライバシーマークおよびISO27001/ISMSを取得していなければならない。また、乙は甲の定める個人情報取扱特記事項を遵守すること。

・乙は本業務の従事者に対して、秘密の保持、目的外の利用禁止、情報漏えい事故・事件などの予防対策及び事故・事件発生時の対応など従事者への教育、指導を徹底させ、個人情報の保管・管理・利用に万全を期すこと。

・甲から提供した個人情報及び事業実施に伴い加工した個人データについては、事業終了後、甲に返却すること。ただし、破棄の指示があった場合は速やかに破棄すること。

・データの授受については、LGWAN(総合行政ネットワーク)又は甲と乙が協議のうえ決定した方法によって執り行うこと。

・過去5年間において、個人情報漏洩や不正競争防止法違反等のコンプライアンス違反に該当していないこと。

### 5. その他

・本業務の全部または一部を第三者に委任し、または請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承諾を得た場合はその限りではない。

・本業務の遂行にあたり、甲と随時連絡をとり、必要な場合に打ち合わせを行うものとする。本仕様書に定めのない事項及び本業務に関して疑義が生じた場合は、協議の上、決定すること。

以上